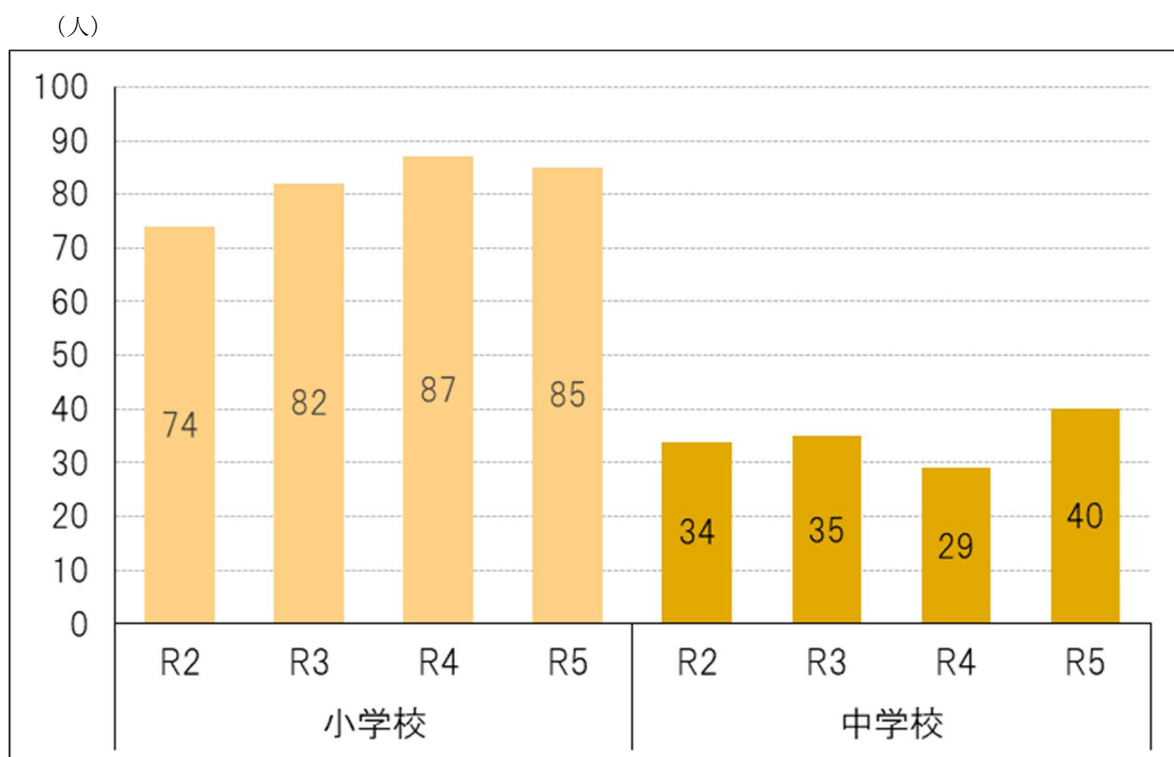


第 1 回策定検討委員会における請求資料等

①学校支援員の配置状況

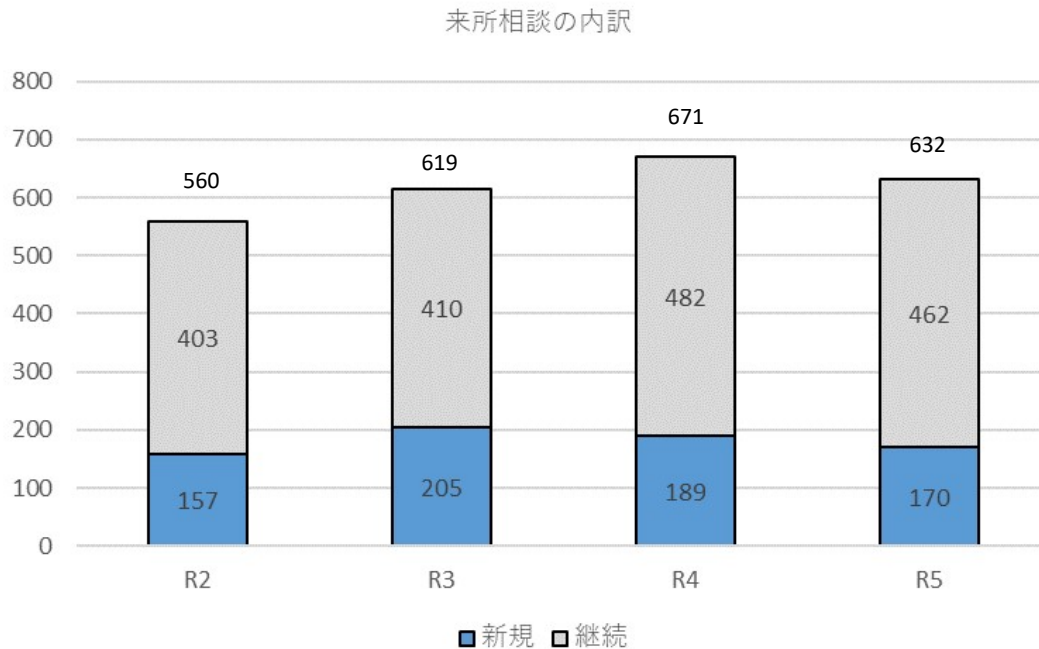


※小学校・中学校の全校に配置

学校支援員は、児童・生徒の学校生活への適応支援や、学校生活に困難が見られる児童・生徒が在籍する学校や学級の支援、通常の学級に在籍する支援や配慮が必要な児童・生徒に対する支援などを行っています。

②教育相談の相談内訳

(1)来室相談の新規件数と継続件数の内訳



(2)年代別の主訴の特徴(上位3位)

【来室】

所 属	主 訴	件数	割合
幼児	発達障害（疑い）	1	100%
小学生 1～3年	発達障害（疑い）	34	20.7%
	学業不振	22	13.4%
	落ち着きなし	21	12.8%
小学生 4～6年	発達障害（疑い）	33	17.6%
	人間関係・コミュニケーションの問題	28	15.0%
	学業不振	25	13.4%
中学生	不登校	50	26.7%
	発達障害（疑い）	26	13.9%
	学業不振	25	13.4%
高校生	不登校	32	37.6%
	人間関係・コミュニケーションの問題	13	15.3%
	発達障害（疑い）	10	11.8%
その他	不登校	3	37.5%
	子育て	2	25.0%
	いじめ/発達障害（疑い）/その他	1	12.5%

【電話】

	主 訴	件数	割合
幼児	登園渋り/反抗/言語/情報	1	25.0%
小学生 1～3年	発達の遅れ	18	13.1%
	不登校/学業不振	17	12.4%
	その他行動に関すること	11	8.0%
小学生 4～6年	不登校	24	24.5%
	情報	7	7.1%
	友人関係/発達の遅れ/学業不振/その他発達の関すること	6	6.1%
中学生	不登校	27	26.2%
	学業不振	13	12.6%
	情報/その他行動に関すること	12	11.7%
高校生	その他心身・発達に関すること	4	23.5%
	不登校	3	17.6%
	進路・進学/情報	2	11.8%
その他	情報	2	22.2%
	不登校/発達の遅れ/その他進路・適性に関すること/ 子への対応/近況報告/いじめ/その他	1	11.1%

③特別支援教室の「原則の指導期間」について

特別支援教室では、児童・生徒の障害特性そのものの改善・克服を指導目標として設定するのではなく、障害から生じる困難さによる「つまずき」の軽減や「学習の仕方」等を身に付けるために必要なことを目標として設定し、指導を行います。

指導の成果を振り返る際は、困難を完全に解消したかどうかではなく、児童・生徒が自己の特性を理解して対応の仕方を学び、前向きに学習に取り組むことができるようになったかなど、在籍学級で感じていたつまずきが軽減したかという視点で振り返ります。この振り返りを行う節目の期間として「原則の指導期間」が定められることになりました。

指導期間は、原則として入室した学年の終わりまでです。年度の途中から入室した場合は、入室した翌年度末までです。

原則の指導期間に目標を達成できない場合には、必要に応じて延長することができます。(指導の延長)また、指導の延長後、支援先を検討し、再度特別支援教室での支援が必要と判断された場合は、目標を見直して、再入室することができます。(見直し再入室)

これらは、令和3年3月に東京都教育委員会より示された特別支援教室のガイドラインに沿って運用をしております。

以下は「原則の指導期間」が導入された、令和4年度以降の次年度の利用状況です。

①4月7日時点で入室している児童・生徒の推移 (人)

キラリ	4/7 利用人数	6年生を除いた人数	翌年度も利用	退室
R4	366	276	219	57
R5	315	234	203	31

プラス	4/7 利用人数	3年生を除いた人数	翌年度も利用	退室
R4	125	80	69	11
R5	139	96	80	16

②引き続き利用している児童・生徒の内訳 (人)

キラリ	指導の延長	見直し再入室	合計
	23	180	203

プラス	指導の延長	見直し再入室	合計
	44	36	80

約2割の児童・生徒が退室し、主たる理由は指導目標の達成でした。その他、知的固定・情緒固定学級への転学、市外へ転出、不登校、本人が通常の学級の授業に参加する時間が減るのを嫌がる等の理由もありました。

約8割の児童・生徒が次年度においても特別支援教室を利用しました。